

## 大阪府における介護・福祉人材確保対策について

平成 29 年 6 月 23 日（金）

## I. 介護・福祉人材確保に係る現行事業（制度）の総点検

## 【点検の視点】

1. 事業内容の明確性、的確性の点検

- 施策目標、ターゲットが明確で、事業の内容がそれを実現するために適切な手段となっているか
- 制度創設当時から時間が経ったのに事業内容が見直されないままになっていたりしないか
- 国の事業と重複していないか
  - ・ 事業目的を達成するためのより適切な手段を検討（事業内容そのものを見直す）

2. 予算等の執行、活用状況の点検（アウトプット評価）

- 執行状況等が悪い場合には、まずは 1. を点検
- 事業内容が明確かつ的確であるにもかかわらず、執行状況等が悪い場合には、利用しにくい事業（制度）であったりしないか
  - ・ 運用面での課題（条件等）の洗い出し・メンテナンス
  - ・ 周知広報方法の見直し
  - ・ 事業の実施体制、連携体制の見直し

3. 政策効果の検証（アウトカム評価）

- 施策目標に沿った成果を上げているか
- 費用対効果（財政面、人的資源投入）に見合っているか
  - ・ 効果を上げるためのより効率的・効果的手法への見直し

4. 現行事業（制度）の漏れの点検

- 現場の課題等に即した支援ニーズのうち、現行事業（制度）で対応できていないものであり、かつ、施策として企画立案可能かつ効果的・効率的な対応方策はあるか

## Ⅱ. 施策分野ごとの対応と今後の方向性

### 【対応の方向性を考える視点】

#### 1. 参入促進

##### (1) マッチング力の向上

###### ①採用活動の強化

- ・セミナー、大学での就職ガイダンス
- ・合同面接会、就職フェア など

###### ②介護・福祉の魅力発信、介護・福祉に触れる機会の提供

- ・職場体験（若年無業者等）、「介護の日」事業、将来の担い手づくり事業（教育機関との連携） など

##### (2) 若者等の新規参入促進策

###### ①新卒者の参入促進

###### ②介護福祉士等養成施設ルートでの参入促進

- ・教育関係機関との連携による高校生向け魅力発信事業、介護福祉士等修学資金貸付制度

###### ③既卒者（未経験者）・女性等の参入促進

- ・介護職員初任者研修受講支援事業
- ・公共職業訓練を通じた人材育成事業

##### (3) 離職した人材の呼び戻し策

###### ①再就職準備金貸付制度

###### ②福祉人材センターにおける届出制度（システム）

###### ③再就職支援セミナーなど復職支援のための情報提供

##### (4) 中高年齢者、障がい者等の新規参入促進策

###### ①いわゆる「介護助手制度」の導入検討【検討】

・「すそ野」を広くする観点と、機能分化を推進（専門職の役割の明確化）する観点から、施設等を中心に「介護助手制度」の導入を検討してはどうか（Cf.三重県）

###### ②公共職業訓練を通じた人材育成事業（1.（2）③の再掲）

###### ③総合事業のうち、住民主体型サービスの導入促進

##### (5) 外国人介護人材の受入れ

###### ①EPA（経済連携協定）に基づく受入れ

- ・外国人介護福祉士候補者学習支援事業

## ②在留資格「介護」の創設対応策の検討【検討】

- ・本年 9 月から施行される『改正入管法』を踏まえ、留学生として入国し、介護福祉士養成校（2 年以上）を卒業後、介護福祉士資格を取得した外国人は、介護福祉士として国内で就労することが可能になったことを踏まえ、積極的に人材確保策の一つとして検討してはどうか。
- ・一方で、留学から就労に至るまでの公的な受入れの仕組み（受入れ調整機関）が整備されておらず、この点が EPA（JICWELS）や研修技能実習制度（監理団体）と異なっている。
- ・このため、特に、日本語学校や養成施設の学費の工面方策と、アルバイトや就労を行う施設等とのマッチング等において、今後、労働基準法に抵触したり、好ましくない事案（ブラックビジネス）が生じないかという懸念がある。
- ・こうした懸念等を踏まえ、例えば、受入れに当たっての標準的なルールを検討し、マニュアル化（ガイドライン作成）することはできないか。また、関係団体等が一体となって、外国人の受入れ方策等を考える「協議会」のようなものを検討できないか。
- ・さらに、学費等の問題をクリアし、適切な環境下でのアルバイト、就労につなげるためのマッチング等を行うため、日本語学校の学費等について民間拠出の奨学金制度を検討するとともに、こうした奨学金の管理やアルバイトや就労を行う施設のあっせん等を行う「受入れ調整機関」のようなものを検討することはできないか。
- ・介護福祉士養成校の学費については、2 年間で 160 万円を貸し出し、5 年間の就労により返済免除となる介護福祉士等修学資金貸付制度が存在している。積極的な活用を促す観点から、保証人の機関保証を認めるなど取扱いの弾力化を検討できないか。

## ③技能実習制度への対応【検討】

- ・今年 11 月から新たに導入されることに伴い、府として、どのように対応していくか。

## 2. 労働環境・処遇の改善（離職防止、定着促進）

## (1) 雇用管理改善

### ①介護人材育成確保支援事業

### ②福祉機器、介護ロボットの導入促進

- ・ 移乗介助、移動支援（屋外、屋内）、排泄支援、認知症の方の見守り（施設・在宅）、入浴支援
- ・ ICTの活用等による情報共有・効率化

・ 現場の省力化や腰痛予防などに資する福祉機器、ロボット等のうち、どのようなものが現場の課題解決に役に立つか。また、その活用に向け、どのような支援策が有効か。

・ 一方で、高額なリフトや介護ロボット等が実際には現場で使われないケースが多かったり、評判が高くないことが多い理由は何か。今後、どのように導入を促していけばよいか。

### ③エルダー・メンター制、同期・同僚づくり【検討】

・ 採用後1年以内の離職が多いこと等を踏まえ、悩みを話し合える環境をどのように構築していくか。その際、小規模事業者でも対応できる取組みを検討していけないか。

## (2) 事業所そのものの質・イメージ向上に向けた取組み

### ①事業所情報、人材確保・育成の取組みの「見える化」推進【検討】

・ 介護サービスの質の向上を図りながら、人材確保・定着につなげていく取組みとしてはどのような対応が効果的か。他府県において取組み事例が散見される「介護サービス事業所認証評価制度」や「表彰制度」などのうち、本府において参考にすべき取組みにはどのようなものがあるか。

・ こうした検討に当たっては、費用や事務的コストとの関係性にも十分留意していく必要があるのではないか。

### ②雇用環境改善に向けたセミナー等

- ・ 住まい系介護サービス支援事業所の雇用管理改善事業
- ・ 事業者向け啓発事業

## (3) 処遇改善

### ①介護職員処遇改善加算

・介護職員を含む全ての介護従事者に処遇改善策が確実かつ継続的なものとなるよう、国に対して要望してはどうか。

- ②新たに賃金制度を導入（賃金テーブルの設定等）した事業主への職場定着支援助成金の活用促進
- ③公的介護保険外サービスの活用促進（保険外サービス活用ガイドブックの普及啓発）【検討】

### **3. 資質の向上**

#### **（1）キャリアアップのための研修事業等**

- ①介護人材育成確保支援事業（2.（1）①の再掲）
- ②事業所においてキャリアアップのための研修を実施する体制づくりの支援
  - ・介護人材キャリアパス支援事業
- ③キャリアアップのための研修の受講負担軽減や代替職員の確保による研修受講機会の確保
  - ・代替職員確保による実務者研修支援事業
- ④認定介護福祉士【検討】
- ⑤介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講促進【検討】

### Ⅲ. 今後の専門部会スケジュール

5月19日 大阪府社会福祉審議会

- ・新たな福祉課題検討専門分科会設置等について

6月23日 第1回介護・福祉人材確保等検討専門部会

- ・介護・福祉人材の現状と課題について（課題設定）
  - ① 既存施策の点検の視点の提示
  - ② 参入促進（外国人、高齢者・障がい者等の活用促進）
  - ③ 離職防止・定着促進に向けた対応策の検討（認証制度等）
  - ④ その他

8月下旬 第2回介護・福祉人材確保等検討専門部会

- ・外国人受入れに関する有識者ヒアリング
- ・日本語学校、介護福祉士養成校事前アンケート、ヒアリング調査結果
- ・中間論点整理
  - ① 第1回専門部会を踏まえ、既存施策等の見直しの方向性の提示
  - ② 外国人受入れに当たっての事業スキーム（イメージ案）の提示
  - ③ 高齢者・障がい者等の活用促進の方向性（介護助手等）
  - ④ 離職防止・定着促進に向けた対応策の方向性（認証制度等）

10月中旬 第3回介護・福祉人材確保等検討専門部会

- ・「介護・福祉人材確保戦略（仮称）案」について

11月以降 第7期大阪府高齢者計画、第4次期大阪府障がい者計画（後期計画）等の人材確保対策として、適宜反映